

契約締結時の書面(投資助言)兼 投資顧問契約書

(この書面は、金融商品取引法第37条の4第1項の規定により、契約締結時にお客さまに交付しなければならない「契約締結時の書面(投資助言)」と「投資顧問契約書」を兼用しています。)

商号 FOREX EXCHANGE株式会社

住所 〒104-0033東京都中央区新川2-6-8 YHビル5階

クーリング・オフの適用

投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1)クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客さまは、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面もしくは電磁的記録による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客さまがその書面を発した日もしくは電磁的記録による申出を行った「解除時」が属する日となります。書面の郵送等による契約解除も可能ですが、民法の規定により契約の解除日は到達日となります。
- ③ 契約の解除に伴う助言報酬の清算は、次の通りとなります。

投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合:

投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額をいただきます。

投資顧問契約に基づく助言を行っている場合:

投資顧問契約の解除時までに行われた助言に対する報酬の額(社会通念上妥当であると認められる分。)をいただきます。

- ④ 契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。
- ⑤ 契約解除日までのお取引により発生した損益は全てお客さまに帰属します。また、未決済建玉がある場合は、投資顧問契約の解除により、当社が提供する店頭デリバティブ取引「俺のMT4」の取引口座も解約されることに伴い、当該口座の解約までに反対売買により建玉を解消していただきます。その際に発生した損益も全てお客さまに帰属します。

(2)クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、当社が指定する様式および方法に従う場合に限り、いつでも契約を解除できます。契約解除の場合における報酬や費用の支払は上記(1)③と同様となります。契約を解除する場合で、お客さまに未決済建玉がある場合は、投資顧問契約解除までに反対売買により建玉を解消していただきます。その際に発生した損益も全てお客さまに帰属します。

(3)投資顧問契約の解除について

当社の投資顧問契約を解除した場合は、当社が提供する店頭デリバティブ取引「俺のMT4」の取引口座も同時に解約となるものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、投資顧問契約の解約手続きは完了したものの、その効力は当該事由が解消されるまでの間、存続するものとします。

- ①未決済建玉が残存する場合お客さま
- ②お客さまのグループ設定の変更により、助言を受けない取引(報酬の支払義務のない取引)

への移行手続きが完了していない場合

※店頭デリバティブ取引およびEA販売は、クーリング・オフの対象ではありません。お客さまとFOREX EXCHANGE株式会社(以下「当社」という。)とは、お客さまが当社に対価を支払って、当社から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約書(以下「本契約」という。)を締結するものとします。

(投資顧問契約の締結)

第1条 お客さまは、自己の投資資産の運用に関し、当社から継続的に有用な情報の供与を受けることを当社に申し込まれ、当社は法令の規定および本契約の本旨に従い、お客さまのため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾するものとします。

2 お客さまは、本契約を締結するに際し、事前に当社が別に定める「店頭デリバティブ取引約款(俺のMT4)」・「店頭デリバティブ取引説明書(俺のMT4)」およびその他諸規程を承諾するものとします。

(助言の内容および方法)

第2条 当社は、金融商品の価値等またはこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、お客さまに対して下記の方法により助言を行うものとします。

(1)当社は、当社が提供する店頭デリバティブ取引「俺のMT4」において、別途当社が定めるグループ設定をお客さまが操作したのち、EAを起動されることによりご利用可能となったエキスパートアドバイザー(以下「EA」といいます。)を通じて、自動売買取引サービスの提供をいたします。

(2)前号に定めるグループ設定が有効な状態の口座において、当社が提供する店頭デリバティブ取引「俺のMT4」の取引は、EA注文利用の有無に関わらず、全て本契約における助言を受けたものとします。

(3)前々号に定めるグループ設定をしていない口座での取引、およびこのグループ設定を解除(再変更)することにより無効となった口座での取引は、本契約における助言を受けなかったものとし、報酬は発生いたしません。

(4)「俺のMT4」を利用した売買の結果は、すべてお客さまに帰属し、お客さまに損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

(5)当社が提供し、お客さまがご利用中のEAであっても、事前のテスト結果とは明らかに異なる運用成績もしくは挙動が継続しており、提供およびご利用は望ましくないと当社が判断した場合は、そのEAの提供および利用を中止することがあります。

2 前項の投資助言サービスを提供する当社の担当者および連絡方法は次の通りとします。

(1)分析者・投資判断者、助言者:中澤 泰博

(2)当社への連絡方法

電話番号:0120-555-729

メールアドレス:mymt4@forex-exchange.com

(秘密の保持および利用の制限)

第3条 当社は、本契約に関連して知り得たお客さまの財産状況その他の事情については、秘密を厳守するものとします。

2 お客さまは、当社の助言サービスを第三者と共有しないものとします。

(報酬の額および支払の時期)

第4条 本契約第2条第1項第2号に定める取引によりお客さまが支払う助言報酬の額および支払い時期、方法は以下の通りとします。

(1)助言報酬の額

店頭デリバティブ取引「俺のMT4」における助言報酬の額は、EA毎に異なり、取引数量1,000通貨毎に片道1～20円(税込、1円刻み)とします。

(2)助言報酬等の支払い時期、方法

助言報酬は、対象取引の1,000通貨毎の新規建玉の約定時に発生し、確定は建玉決済時とします。従って、注文取消等により、新規建玉に至らなかった取引に対する報酬は発生いたしません。報酬額は決済時に取引口座の証拠金より徴収させていただきます。この助言報酬額は、お客さまのお取引毎のスプレッドには含まれておらず、自動売買取引、裁量取引の区別なく当社へお支払頂きます。

(3)その他お客さまへの助言の内容および方法並びにその回数、報酬体系等、報酬の支払時期については、原則として上記の方法によるものとしますが、助言の内容および方法等に変更があった場合等、特段の事情がある場合には、上記と異なる当社指定の方法を取ることがあります。

(運用の責任)

第5条 投資資産の運用は、お客さまの意思に基づき、お客さまによって行われるものであり、当社の助言はお客さまを拘束するものではないものとします。

2 当社は、お客さまの投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、またはお客さまに対する特別の利益の提供は行わないものとします。

(届出事項の変更届出)

第6条 当社に届け出た、氏名もしくは名称、印章もしくは署名または住所もしくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに書面または電磁的方法をもってその旨の届出をするものとします。

(本契約の変更)

第7条 本契約は法令等の変更、監督官庁の指示、その他当社の必要が生じたときは改訂することができるものとします。

2 本契約の改訂がお客さまの従来の権利を制限する、若しくはお客さまに新たな義務を課すものであったときには、当社のホームページ上で通知するなど、当社の定める方法により通知するものとします。

3 本契約の変更に興議ある場合は当社がその都度定める期日までに当社に申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、お客さまはその変更に同意したのものとして取り扱うものとします。

4 上記第3項に関わらず、変更の通知後にお客さまが「俺のMT4」において建玉の決済以外の取引をされた場合は、本契約の変更に同意したものとみなします。

(契約期間)

第8条 本契約に基づく契約期間は、お客さまが当社所定の店頭デリバティブ取引「俺のMT4」に係る手続きを完了した日から解約日までとします。

(本契約の解約)

第9条 次の各号のいずれかに該当したとき、本契約は解約されるものとします。ただし、解約時においてお客さまの「俺のMT4」に未決済建玉が存在する場合、またはお客さまの当社に対する本契約に基づく債務が残存する場合には、その限度において本契約は効力を有するものとします。

- (1) お客さまが当社に対し「契約締結時の書面(クーリング・オフの適用)」に規定する方法により解約の申出をしたとき。
 - (2) お客さまから1年以上当社に対する連絡または取引口座へのアクセスが行われていないと当社が判断したとき。
 - (3) お客さまが本契約の条項のいずれかに違反し、当社が本契約の解約を通告したとき。
 - (4) お客さまが本契約の投資助言サービスを利用することが不相当だと、当社が判断したとき。
 - (5) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すると認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (6) お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
 - (7) お客さまが当社の業務に支障をきたす行為を行ったとき。
 - (8) 第7条に定める本契約の変更にお客さまが同意しないとき。
 - (9) 前各号のほか、やむを得ない事由により、当社がお客さまに対し解約の申出をしたとき。
- 2 前項の場合において、お客さまの当社に対するすべての債務を決済した後にお客さまの「俺のMT4」に残高があるときの処理については、お客さまの指示に従うものとします。
- 3 前項の指示をした場合に、当社の要した実費はその都度、お客さまは当社に支払うものとします。

(免責事項)

第10条 当社は「店頭デリバティブ取引約款第28条」に規定する当社免責事項に掲げる事項により生じるお客さままたは第三者の損害または損失などについて、当社の故意・重過失の場合を除きその一切の責任を負わないものとします。

(通知の効力)

第11条 当社にお客さまが届け出た電子メールアドレス、住所または所在地宛に当社より発信された諸通知が、電子メールアドレス変更、転居、不在、その他お客さまの責めに帰すべき事由により延着し、または不到達となった場合、通常到達すべき時に到着したものとします。

(適用法)

第12条 本契約は、法の抵触のルールを排除して、日本国の法令に準拠し、解釈されるものとします。

(合意管轄)

第13条 お客さまと当社との間の本契約に関する訴訟については、当社の本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(分離独立条項)

第14条 本契約において定めた用語または条項の一部が、違法または無効と判断された場合であっても、それ以外の用語または条項は当然に有効であり、適用法の範囲内で最大限の強制力を有するものとするものとします。

以上

施行日 2026年6月8日